

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市飯山町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上川井地区）を行うことについて令和3年5月17日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において令和3年5月28日から同年6月17日まで縦覧に供する。

令和3年5月25日

香川県知事 浜 田 恵 造